

排水設備工事の申請について

1. 注意事項

- ・ 杵築市の排水設備工事については、法令及び杵築市の例規に基づいて行ってください。
- ・ 計画時及び施工途中において基準外施工となる場合は、その理由書を提出してください。
様式は任意としますが、申請者及び施工業者の間に内諾した旨を記載してください。

2. 排水設備工事の流れ

- ・ 排水設備工事の申請から完了までの提出書類等については、以下のとおりです。

①確認申請

提出書類	部数	新設	増築	改築
排水設備等計画確認申請書（様式第1号） <u>※両面刷り</u>	3部	○	○	○
申請書添付書類（様式任意） 計画図（見取図、平面図、縦断図、構造図、その他）	各3部	○	○	○

- ・ 申請書については、3部とも押印が必要です。（コピー不可）
- ・ 添付書類の詳細については、『排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第1号）』裏面の「添付書類及び記入の要点」を参照のこと。
- ・ 構造図については、阻集器・排水槽・その他特殊な設備がある場合に添付してください。

②工事着工

- ・ 確認申請書の受付確認後に工事に着手してください。

③確認申請から変更があるとき（工事内容に変更がある場合）

提出書類	部数	新設	増築	改築
変更時添付書類（様式任意） 変更図（見取図、平面図、縦断図、構造図、その他）	各3部	○	○	○

- ・ 確認申請内容から変更が生じた時点で、必ず図面を提出し協議を行ってください。

④工事完了（工事の完了した日から5日以内に提出）

提出書類	部数	新設	増築	改築
排水設備等工事完了届（様式第3号）	1部	○	○	○
完了届添付書類（様式任意） 完成図（見取図、平面図、縦断図、構造図、その他）	各3部	○	○	○
排水設備等使用（開始・休止・廃止・再開）届（様式第6号）	1部	○	×	○

- ・ 完了届提出時に検査日時を決めます。検査については原則、金曜日に行っています。

⑤検査

- ・ 検査当日は、距離及び勾配確認のため、巻尺・レベル等の準備をお願いします。
- ・ 必ずしも申請者の立会は必要ありませんが、通水状況が確認できる準備をお願いします。

⑥検査済証の交付

- ・ 検査合格が認められた後、検査済証を申請者に交付いたします。
- ・ 申請書及び完成書類は、市・申請者・施工業者それぞれ1部ずつ保管するものとします。